



大蔵省印刷局発行

明治三十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

省 令

○農林水産省令第四十三号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成元年十月三十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表二の三の項地域の欄中「北緯二十七度五十五分」を「北緯二十七度十分」に改め、「含み」の下に、「与論島」を加え、同表の四の項地域の欄中「北緯二十七度五十五分」を「北緯二十七度十分」に、「久米島」を「与論島及び久米島」に改める。  
別表四の三の項地域の欄及び別表五の三の項地域の欄中「北緯二十七度五十五分」を「北緯二十七度十分」に改め、「含み」の下に、「与論島」を加える。

附 則

この省令は、平成元年十一月一日から施行する。